

# 国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2015年7月)

IASBでは2015年7月度（7月20日、22日及び23日）、次のトピックが議論されている。

プロジェクト／今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① 保険契約</p> <p>IFRS第4号「保険契約」を適用している企業が、新たに公表される保険基準を適用する前に、IFRS第9号「金融商品」を適用することから生じる論点等に関して議論が行われた。</p>	<p>詳細はI（57頁）参照</p>
<p>② IFRSタクソノミ</p> <p>IFRSタクソノミ更新の開発と承認に係るデュール・プロセスに関して議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>③ IFRS適用上の論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ IAS第12号「法人所得税」の狭い範囲の修正「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」に関して、デュール・プロセスの確認等が行われた。</li> <li>➤ 2014年9月に公表した「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出」に関して、発効日等について議論が行われた。</li> <li>➤ IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関して、未解決の論点の今後の進め方等について議論が行われた。</li> <li>➤ IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に関して、開示要求の範囲等について議論が行われた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ IAS第12号「法人所得税」の狭い範囲の修正「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」に関して、修正の発効日を2017年1月1日として最終確定することが暫定決定された。また、必要なデュール・プロセスがとられていることが確認された。</li> <li>➤ 2014年9月に公表した「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出」に関して、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を明確化する作業を中断し、持分法会計に関する調査研究プロジェクトの一部として取り扱うことが決定されていたが、今回、期限を設けずに発効日を延期することが暫定決定された。</li> <li>➤ IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関して、未解決の論点の中でも長期で検討することが考えられる論点について、アジェンダ協議において意見募集することが暫定決定された。</li> <li>➤ IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に関して、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従い、非継続事業に分類された持分に対しても、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の開示要求を適用することが確認され、年次改善により明確化することが暫定決定された。</li> </ul>

<p>④ 料金規制対象活動 2014年9月に公表されたディスカッション・ペーパーに関して、今後、とり得る可能性のある会計アプローチに関して議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑤ 動的リスク管理 動的リスク管理プロジェクトに関するデュー・プロセス、及び情報ニーズを確認するためのプロセスについて議論が行われた。</p>	<p>ディスカッション・ペーパーのフィードバックを受けて、公開草案に向けた基準の開発を進めることは困難であることが合意された。したがって、2回目のディスカッション・ペーパーを公表することを目標として、調査研究プログラムにおいてプロジェクトを継続することが暫定決定された。また、情報ニーズを確認するためのプロセスに関して、企業が動的リスク管理を行っているケースに加えて、企業がそのような管理活動を行っていないケースにおける情報ニーズについても検討することが暫定決定された。</p>
<p>⑥ 顧客との契約から生じる収益 公開草案「IFRS第15号の発効日」に対して受け取ったフィードバックの要約等について議論が行われた。</p>	<p>IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を1年延期することが再確認された。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の早期適用は引き続き可能である。また、必要なデュー・プロセスがとられていることが確認された。</p>
<p>⑦ 引当金、偶発負債及び偶発資産 引当金、偶発債務及び偶発資産に関する調査研究プロジェクトの目的等について議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑧ 公正価値測定 公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」における提案内容等に関して議論が行われた。</p>	<p>子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定等に関して、追加的な調査研究を行うことが暫定決定された。</p>
<p>⑨ 資本の特徴を有する金融商品 資本の特徴を有する金融商品に関する調査研究プロジェクトに関して議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑩ アジェンダ協議 これまでに行われたアウトリーチの要約、及び提案された意見募集の内容及び質問等について議論が行われた。</p>	<p>2015年アジェンダ協議について提案されたアプローチは適切であることが合意され、また、意見募集の公表が承認された。2015年8月に意見募集が公表される予定である。</p>

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」に分けて記載する。

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update<sup>1</sup>」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳<sup>2</sup>をご参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## I 保険契約

### 背景

現行のIFRS第4号「保険契約」は、過渡的な基準であり、既存の会計方針を容認しているため、保険契約に関する多様な会計処理が存在している。そのため、世界的に認められた包括的な保険契約に関する会計基準の作成が急務と認識されており、2010年に公開草案が公表され、2013年には再公開草案という形で限定的に意見を求める草案が公表されている。再公開草案に関して、2013年末までコメント期限が設けられ、IASBでは2014年から再審議を開始している。

再公開草案では、保険負債を、①将来キャッシュ・フローの期待値（割引後）、②リスク調整、③契約上のサービス・マージン（CSM）の合計額で測定する（ビルディング・ブロック・アプローチ）。受け取った保険料は、将来の保険金支払に対応した部分（①）、将来の不確実性を想定して対応した部分（②）、保険会社の収益を想定した部分（③）に分解して、会計処理を考えるアプローチである。そして、契約開始時に見積もった基礎率は毎期見直し、見直しに伴い発生した差額はその発生要因に応じて、純損益又はその他包括利益（OCI）に認識するか、CSMで調整することを提案している。

また、このような保険料を構成要素に分解して検討する煩雑な手続を軽減するため、短期間の保険契約等に関しては、「保険料配分アプローチ」と呼ばれる簡便的な会計処理を行うことが認められている。

### 今回の議論のテーマ

今回は、IFRS第4号「保険契約」を適用している企業が、新たに公表される保険基準を適用する前に、IFRS第9号「金融商品」を適用することから生じる論点等に関して議論された。



### 主な暫定決定事項

➤ IFRS第4号「保険契約」に関して、企業が特定の資産（下記※参照）から生じる以下の差額について、純損益から除外して、OCIに認識することを認

めるという修正を行うことを暫定決定した。これは、IFRS第9号「金融商品」を適用することにより生じる、会計上のミスマッチを解消することを目的としたものである。

◇ IFRS第9号「金融商品」に従って純損益に認識した金額

◇ IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従って純損益に認識した金額

➤ 上記会計処理を行うに当たり、企業はIFRS第4号「保険契約」で会計処理される契約を発行しており、かつ、IFRS第9号「金融商品」を適用していることが条件となる。

※ 特定の資産に関して、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従って、償却原価で測定された金融資産又は売却可能金融資産に分類された（もしくは分類されていたであろう）ものであり、かつ、IFRS第9号「金融商品」に従った場合において、公正価値で評価し純損益により処理する金融資産に分類されるもので、かつ、保険活動に関する資産であることが条件となる。

### 今後の予定

IFRS第4号「保険契約」を適用している企業が、新たに公表される保険基準を適用する前に、IFRS第9号「金融商品」を適用することから生じる論点等に関して、継続して検討を行う。

（機関誌編集委員会編集員 松尾洋孝）

### 〈注〉

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/update/2015.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2015.shtml)